消費生活緊急情報

発信番号：消　費　W　1　号
発 信 日：令和４年 10 月 27 日

若者が狙われています！「友人からの儲け話」

【相談概要】

友人に誘われ、２人で食事をすることになった。食事中、友人から投資で儲けた話を聞かされ、その後、ビルの一室へ連れていかれた。

部屋に居た男性５人と友人から「投資運用ソフトを〇〇万円で購入して投資をすれば確実に儲かる。お金がなければ消費者金融で借りる方法もある。ソフトを友達に紹介すれば紹介料も入る。今契約しないとチャンスを逃す。」等と長時間勧誘された。その日は、契約せずに帰ってきたが、友人から、また会おうと言われていて、契約はしたくない。

【アドバイス】

友人から勧誘されて断りにくいと思っても、契約したくなければ、「いりません」ときっぱり断りましょう。また、自分が新たな勧誘者となり、友人を勧誘してしまうと、人間関係のトラブルになることもあります。

消費トラブルでお困りの際は、消費生活センターへ相談しましょう！

『茨城町消費生活センター』は
町民を消費被害から守るための無料相談窓口です
電　話　：　029−291−1690
平　日　：　9時～正午　13時～16時

上記の窓口開設日以外の相談は　　いやや
消費者ホットライン　　局番なしの　１８８
※お近くの消費生活相談窓口につながります。